

職業安定分科会雇用保険部会(第107回)

資料2

平成27年11月11日

# 財 政 運 営

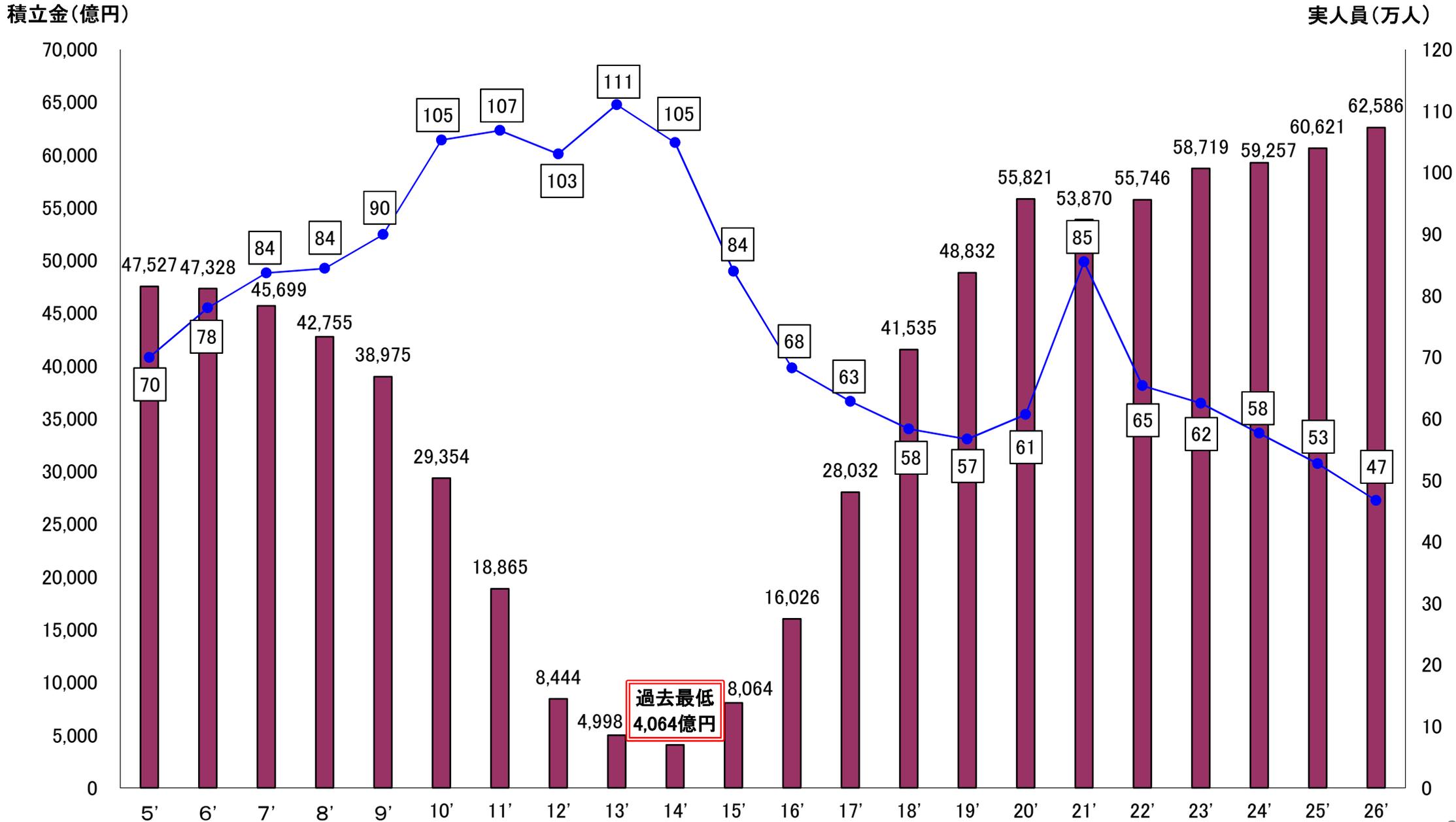
# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	28年度 概算要求
収 入	20,467	20,919	17,628	18,006	18,083	18,649	18,763
うち 保険料収入	17,858	18,658	15,570	16,057	16,551	17,002	17,209
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	702	1,281	1,531	1,410	1,252	1,450	1,454
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	—	167	5	247	63	65	55
支 出	18,221	17,946	17,460	16,642	16,118	19,351	19,713
(うち 失業等給付費)	( 16,616)	( 16,543)	( 15,771)	( 14,971)	( 14,608)	( 17,159)	( 17,493)
(うち 就職支援法事業)	—	( 110)	( 551)	( 467)	( 350)	( 315)	( 275)
差 引 剰 余	2,246	2,973	168	1,364	1,965	▲ 703	▲ 950
積 立 金 残 高	55,746	58,719	59,257	60,621	62,586	61,883	60,933
(特例措置に基づく貸し出し額)	( 370)	( 370)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 27・28年度の「支出」には、それぞれ予備費(27'予算:650億円、28'要求:640億円)が計上されている。  
 2. 「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。  
 3. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 積立金残高と受給者実人員の推移



# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 予算	28年度 概算要求
収入	5,925	6,200	5,894	5,986	5,996	6,174	6,195
支出	7,078	6,348	5,030	4,181	3,711	5,099	4,908
差引剰余 (積立金へ返還)	▲1,153	▲148	863 ▲370	1,805	2,284	1,074	1,287
安定資金残高	3,895	3,747	4,240	6,045	8,329	9,403	10,690

- (注) 1. 22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。  
 2. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。  
 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険料率の弾力条項について

1. 失業等給付に係る雇用保険料率は、原則14/1000(労使折半)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

## 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 10/1000\text{まで}) \end{cases}$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費等}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費等}} \rightarrow \begin{cases} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 18/1000\text{まで}) \end{cases}$$

〔 ※ 26年度決算額による計算 = 4.41 → 平成28年度の保険料率を10/1000まで引下げ可能 〕

注: 国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

### <参考: 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第5項>

- 5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。

## 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。(弾力条項)

### 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \text{保険料率引下げ} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

※ 26年度決算額による計算 = 1.68 → 平成28年度の保険料率を3/1000まで引下げ

#### <参考:労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項>

- 8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

# 雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22) (昭24) (昭27) (昭34) (昭35) (昭45)	雇用保険 (昭50) (昭53) (昭54) (昭56) (昭57) (昭61) (昭63) (平4) (平5) (平10) (平13) (平14) (平17) (平19) (平21) (平22) (平23) (平24) (平27)
雇用保険料	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$ $\frac{13.5}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{12.5}{1,000}$ $\frac{11.5}{1,000}$ → $\frac{15.5}{1,000}$ $\frac{17.5}{1,000}$ $\frac{19.5}{1,000}$ $\frac{15.0}{1,000}$ $\frac{11.0}{1,000}$ $\frac{15.5}{1,000}$ → $\frac{13.5}{1,000}$ →
失業等給付保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$ → $\frac{11}{1,000}$ (法改正) → $\frac{9}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ (弾力) (法改正) → $\frac{12}{1,000}$ $\frac{14}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ $\frac{12}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ $\frac{12}{1,000}$ (注2) (注4) → $\frac{10}{1,000}$ (法改正・弾力) →
二事業保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ → $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) (弾力) (弾力) (弾力) (弾力) → $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力) → $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) →
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$ → $\frac{1}{4}$	→ $\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$ $\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$ $\frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)}$ $\frac{1}{4}$ → $\frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)}$ (注5) →

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げるものとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

# 失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

## 試算の前提

### ① 雇用情勢の前提

雇用情勢（基本手当（所定給付日数分）の受給者実人員）について、平成17～26年度の平均的な雇用情勢を想定し、平成28年度以降の5年間一定で推移すると仮定

受給者実人員 61万人（平成17～26年度実績平均ベース）

### ② その他試算に当たっての前提

- ・ 雇用保険料率は、平成17年～平成26年度の一人当たり保険料収入等から積算し、平成28年度以降は一定と仮定。
- ・ 暫定措置である個別延長給付（28年度末）及び教育訓練支援給付金（30年度末）は、法律どおり終了するものと仮定。
- ・ 育児休業給付については、平成28年度までは7.1%の伸び率とし、その後の伸び率は半減すると仮定。
- ・ 暫定措置及び専門実践教育訓練給付金以外の給付費、求職者支援事業費、業務取扱費等の支出は28年度以降一定と仮定
- ・ 各年度の支出には予備費（640億円）が含まれる。

平成26年度改正に係る財政影響額について

再就職手当の拡充	【財政影響額】	【人員】	【考え方】
	・就業促進定着手当の創設 ・約250億円	・就業促進定着手当 13.9万人	直近の月ごとの支給実績から試算
・就業促進定着手当の創設に伴う、早期就職促進効果による再就職手当の増	・約42億円	・早期再就職者 約1.4万人	・再就職手当受給者数割合(受給資格決定件数に占める再就職手当受給者)数の増23.7%→24.6%(H25→H26)から試算

教育訓練給付の拡充	専門実践教育訓練給付金						
	開講月	講座数	定員数	27年		28年	
				4月～9月(実績)	10月～3月	4月～9月	10月～3月
	26年10月開講	16	760人	48人 1,188万円	—	—	—
	27年4月開講	1575	78,566人		—	—	—
	27年10月以降開講分	255	12,995人			—	—
	※ 受講費用の40%を6月ごとに支給するため、現在判明している実績はH26年10月開講分に係る実績のみ。						
・専門実践教育訓練の創設	教育訓練支援給付金						
	開講月	講座数	定員数	27年		28年	
				4月～9月(実績)	10月～3月	4月～9月	10月～3月
	26年10月開講	16	760人				
	27年4月開講	1575	78,566人	810人 9,073万円	—	—	—
	27年10月以降開講分	255	12,995人		—	—	—
	※ 当該給付金は、基本手当受給中は支給されず、基本手当終了後から支給が始まる。このため、今後の支給実績は一定程度伸びてくと想定される。						

育児休業給付の拡充	【財政影響額】	【人員】	【考え方】
	・休業開始前賃金の50%→67%に引上げ(育児休業開始から6月まで) ・約520億円	・平成25年度実績 256,752人  ・平成26年度実績 274,935人 (対前年度:18,183人増 7.1%増) うち、制度改正に伴う受給者数の増 4,200人程度 自然増 約14,000人	育児休業給付の自然増(24.11～25.10)実績(6.8%増)を除いて試算。

# 失業等給付の財政収支の試算（平成28年度～平成32年度）

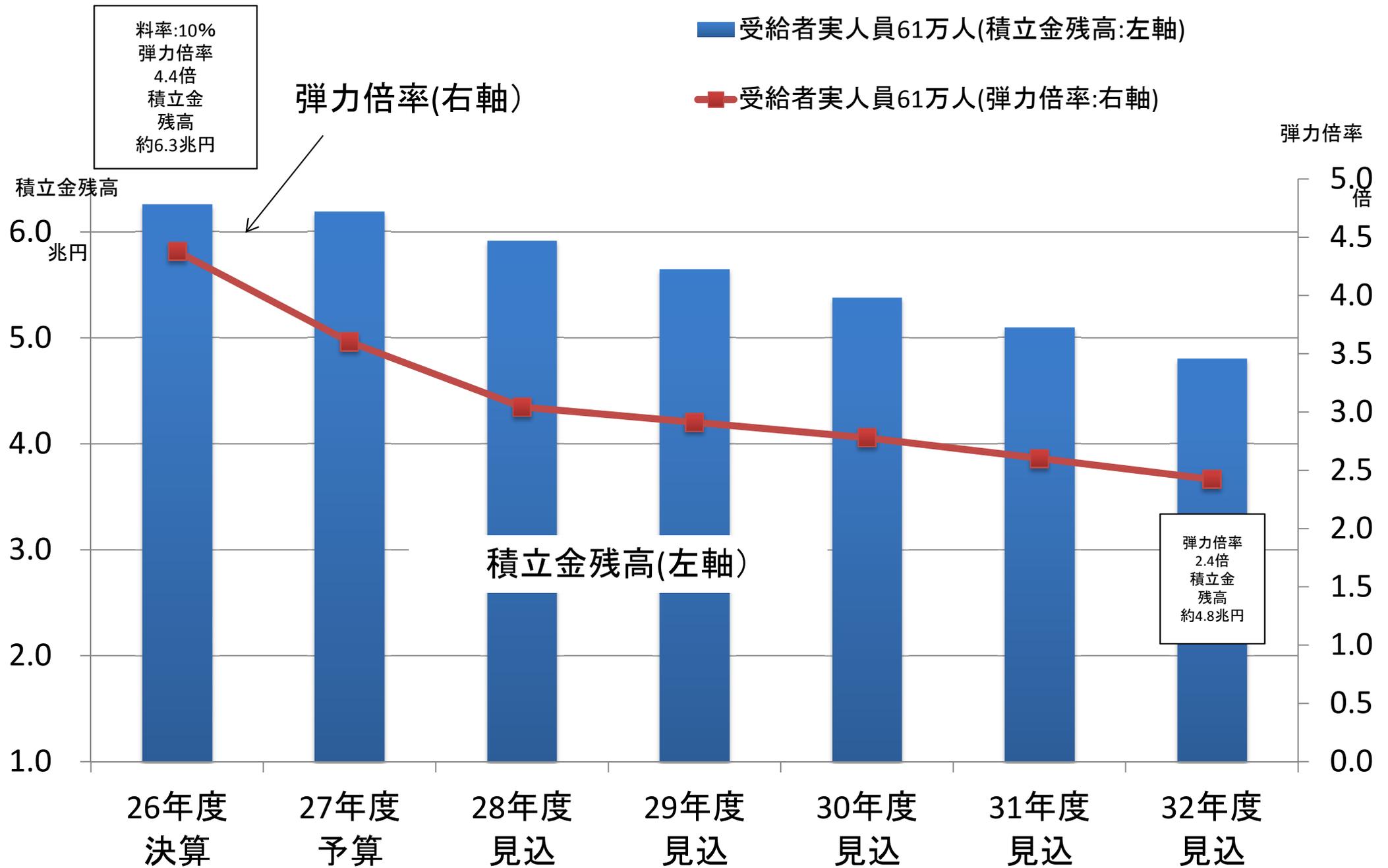
ここ10年間の平均的な雇用情勢（受給者実人員約61万人）が平成28年度から平成32年度までの5年間続いた場合について、平成28年度からの5年間の収支を試算したところ、5年後の積立金残高は4兆円以上となり、弾力倍率が2を下回ることはない。

○受給者実人員:61万人

（単位：億円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	決算	決算	予算	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み
収入	18,006	18,083	18,649	18,307	18,293	18,282	18,294	18,306
うち 保険料収入	16,057	16,551	17,002	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288
うち 失業等給付に係る国庫負担金	1,410	1,252	1,450	1,725	1,711	1,700	1,712	1,724
うち 就職支援法事業に係る国庫負担金	247	63	65	55	55	55	55	55
支出	16,642	16,118	19,351	21,047	20,988	20,951	21,105	21,258
うち 失業等給付費	( 14,971)	( 14,608)	( 17,159)	( 18,827)	( 18,768)	( 18,731)	( 18,885)	( 19,038)
うち 就職支援法事業	( 467)	( 350)	( 315)	( 275)	( 275)	( 275)	( 275)	( 275)
差引剰余	1,364	1,965	▲ 703	▲ 2,741	▲ 2,695	▲ 2,669	▲ 2,811	▲ 2,953
積立金残高	60,621	62,586	61,883	59,143	56,448	53,779	50,967	48,015

# 積立金残高及び弾力倍率の推移



# 論点

- ① 失業等給付積立金の今後の推移について、どのように考えるか。
- ② 平成24年度から、弾力条項により雇用保険料が下限である10/1,000に引き下げられている中で、積立金残高は過去最高水準となっているが、現在の雇用保険料の水準についてどのように考えるか。